

宇治市地域防災計画（改定初案）について

1. 主な改定項目

- (1) 感染症対応に係る改定
- (2) 避難情報の発令に係る改定
- (3) 関係機関との連携強化の反映
- (4) その他時点修正等

2. 改定の概要

(1) 感染症対応に係る改定

感染症対応に係る改定

- 【一般対策編第 3 編第12章第 1 節】
- 【一般対策編第 3 編第12章第 2 節】
- 【震災対策編第 3 編第10章第 1 節】
- 【震災対策編第 3 編第10章第 2 節】
- 【事故対策編第 3 編第 8 章第 1 節】
- 【事故対策編第 3 編第 8 章第 2 節】

新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症の対応として、避難所の開設時に「避難所開設・運営マニュアル」及び「避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき対応することを明記する。

(2) 避難情報の発令に係る改定

「避難勧告等に関するガイドライン」に合わせた改定

- 【一般対策編第 3 編第11章第 1 節】
- 【資料編資料 2－4 8】

土砂災害に関する避難勧告等の発令基準について、内閣府が公表している「避難勧告等に関するガイドライン」との整合性を図る。

〔（警戒レベル３）避難準備・高齢者等避難開始の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区分	基準及び状況	
条件	土砂災害	- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況または予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき 前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量に変化）を発見したとき - 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が高いとき

〔（警戒レベル４）避難勧告の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区分	基準及び状況	
条件	土砂災害	- 土砂災害警戒情報が発表されたとき 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発令されたとき - 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき 前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）を発見したとき <u>土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</u>

〔（警戒レベル４）避難指示（緊急）の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区分	基準及び状況	
条件	土砂災害	- 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表されたとき 土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき <u>避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要のある場合</u>

(3) 関係機関との連携強化の反映

災害時における各種協定の締結

【資料編資料 1－7】

災害時における活動拠点の使用に関する協定（令和 2 年 1 0 月 9 日）
災害時に市内の都市ガス復旧工事が円滑に行えるよう、市有地を活動拠点として提供することに関して、大阪ガス株式会社と協定を締結。

(4) その他時点修正等

時点修正や文言の修正、各編の構成の整合性等を図る

- ・市内の国有林、公有林、私有林等面積の時点修正
- ・被災時のニーズについて、多様な性の視点を持って配慮するよう文言修正

上記の他、軽微な時点修正や文言修正等を行う。

3. パブリックコメントの実施について

- (1) 実施期日：令和 3 年 3 月 1 0 日～4 月 8 日
- (2) 周知方法：市ホームページ、報道連絡等
- (3) 配架先：市ホームページ、担当課窓口、行政サービスコーナー、各種公共施設等
- (4) 提出方法：持参、郵送、FAX、電子メール、市民の声投書箱等
- (5) その他：意見等の取りまとめの結果及び意見等に対する回答については、後日、市ホームページで公表

4. 今後の予定

	予 定 等
3 月 8 日	報告「改定初案」：総務常任委員会
3 月 1 0 日 ～4 月 8 日	パブリックコメントによる意見募集
5 月初旬～中旬	報告「提出意見等及び市の考え方、最終案」：総務常任委員会
5 月 1 7 日 (予定)	宇治市防災会議（承認）

新旧対照表

資料 1

一般対策編	P 1	～	7
震災対策編	P 8	～	9
事故対策編	P 10	～	11

追加・修正資料

資料編

- ・ 資料1-7 民間業者等との協定締結一覧
- ・ 資料2-48 土砂災害警戒区域における避難勧告等の発令の判断基準

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
一般対策編 第2編 災害予防計画	第2章 災害に強い 宇治市づくり	第2節 林地災害の 防止	1. 災害防止林の育成等に関する治山事業、造林事業等 市内に国有林約27ha、公有林約271ha、私有林約3,066haがあり、市総面積の約50%を占めており、このうち約502ha（大半が私有林）が、土地流出防備、保健等の保有林に指定されている。 これらの保有林については、それぞれの保安機能の維持と向上を図るため、保安林整備事業により万全を期するものとする。 (1) 治山事業 森林整備保全事業計画に基づき計画的に実施されており、その他、人家の裏山、道路や耕地に被害を及ぼす山林の小規模な事業についても合せて施行し、造林事業の推進と相まって治山治水を促進するものとする。 (省略) (3) 保安林整備事業 保安林に指定されている個々の森林の特性を考慮し、保安要件に適合した機能を最大限に発揮するよう、保安林の保護事業を積極的に推進し、災害防止と森林資源の増大を図るものとする。	1. 災害防止林の育成等に関する治山事業、造林事業等 市内に国有林約26ha、公有林約268ha、私有林約3,033haがあり、市総面積の約50%を占めており、このうち約499ha（大半が私有林）が、土地流出防備、保健等の保有林に指定されている。 これらの保有林については、それぞれの保安機能の維持と向上を図るため、保安林整備事業により万全を期するものとする。 (1) 治山事業 森林整備保全事業計画に基づき京都府において計画的に実施されており、その他、人家の裏山、道路や耕地に被害を及ぼす山林の小規模な事業についても合せて施行し、造林事業の推進と相まって治山治水を促進するものとする。 (省略) (3) 保安林整備事業 保安林に指定されている個々の森林の特性を考慮し、保安要件に適合した機能を最大限に発揮するよう、京都府において保安林の保護事業を積極的に推進し、災害防止と森林資源の増大を図るものとする。

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
第2編 災害予防計画	第4章 市民及び事業者の防災 行動力の向上	第1節 市民の防災 意識の向上 と防災訓練 の実施	1. 防災意識の向上 (1) 水防及び土砂災害対策に関する知識の普及 (省略) また、被災時の<u>男女のニーズの違い等男女双方</u>の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 (以降同表現については同様に修正を行う)	1. 防災意識の向上 (1) 水防及び土砂災害対策に関する知識の (省略) また、被災時の<u>多様な性</u>の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 (以降同表現については同様に修正を行う)

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後																				
第3編 災害応急対 策計画	第11章 避難誘導計 画	第1節 避難勧告等 の発令	2. 避難の対象及び基準 (2) 基準 (省略) 〔（警戒レベル3）避難準備・高齢者等避難 開始の基準及び発表時の状況と住民に求め る行動〕 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">基準及び状況</th></tr><tr><td rowspan="3">条件</td><td>河 川</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>土 砂 災 害</td><td> ・大雨警報（土砂災害）が 発表され、かつ、京都府 土砂災害警戒情報システ ムにおいて、実況または 予想で大雨警報発表基準 の土壌雨量指数を超過 し、今後、土砂災害警戒 情報発表基準を超過する おそれがあるとき ・<u>前兆現象（湧き水・地下 水が濁り始めた、量が変 化）を発見したとき</u> ・大雨注意報が発表され、 当該注意報の中で、夜間 ～翌日早朝に大雨警報 （土砂災害）に切り替わ る可能性が高いとき </td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>(省略)</td></tr></table>	区分	基準及び状況		条件	河 川	(省略)	土 砂 災 害	・大雨警報（土砂災害）が 発表され、かつ、京都府 土砂災害警戒情報システ ムにおいて、実況または 予想で大雨警報発表基準 の土壌雨量指数を超過 し、今後、土砂災害警戒 情報発表基準を超過する おそれがあるとき ・<u>前兆現象（湧き水・地下 水が濁り始めた、量が変 化）を発見したとき</u> ・大雨注意報が発表され、 当該注意報の中で、夜間 ～翌日早朝に大雨警報 （土砂災害）に切り替わ る可能性が高いとき	そ の 他	(省略)	2. 避難の対象及び基準 (2) 基準 (省略) 〔（警戒レベル3）避難準備・高齢者等避難 開始の基準及び発表時の状況と住民に求め る行動〕 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">基準及び状況</th></tr><tr><td rowspan="3">条件</td><td>河 川</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>土 砂 災 害</td><td> ・大雨警報（土砂災害）が 発表され、かつ、京都府 土砂災害警戒情報システ ムにおいて、実況または 予想で大雨警報発表基準 の土壌雨量指数を超過 し、今後、土砂災害警戒 情報発表基準を超過する おそれがあるとき <u>(削除)</u> ・大雨注意報が発表され、 当該注意報の中で、夜間 ～翌日早朝に大雨警報 （土砂災害）に切り替わ る可能性が高いとき </td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>(省略)</td></tr></table>	区分	基準及び状況		条件	河 川	(省略)	土 砂 災 害	・大雨警報（土砂災害）が 発表され、かつ、京都府 土砂災害警戒情報システ ムにおいて、実況または 予想で大雨警報発表基準 の土壌雨量指数を超過 し、今後、土砂災害警戒 情報発表基準を超過する おそれがあるとき <u>(削除)</u> ・大雨注意報が発表され、 当該注意報の中で、夜間 ～翌日早朝に大雨警報 （土砂災害）に切り替わ る可能性が高いとき	そ の 他	(省略)
区分	基準及び状況																							
条件	河 川	(省略)																						
	土 砂 災 害	・大雨警報（土砂災害）が 発表され、かつ、京都府 土砂災害警戒情報システ ムにおいて、実況または 予想で大雨警報発表基準 の土壌雨量指数を超過 し、今後、土砂災害警戒 情報発表基準を超過する おそれがあるとき ・<u>前兆現象（湧き水・地下 水が濁り始めた、量が変 化）を発見したとき</u> ・大雨注意報が発表され、 当該注意報の中で、夜間 ～翌日早朝に大雨警報 （土砂災害）に切り替わ る可能性が高いとき																						
	そ の 他	(省略)																						
区分	基準及び状況																							
条件	河 川	(省略)																						
	土 砂 災 害	・大雨警報（土砂災害）が 発表され、かつ、京都府 土砂災害警戒情報システ ムにおいて、実況または 予想で大雨警報発表基準 の土壌雨量指数を超過 し、今後、土砂災害警戒 情報発表基準を超過する おそれがあるとき <u>(削除)</u> ・大雨注意報が発表され、 当該注意報の中で、夜間 ～翌日早朝に大雨警報 （土砂災害）に切り替わ る可能性が高いとき																						
	そ の 他	(省略)																						

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後																
第3編 災害応急対	第11章 避難誘導計	第1節 避難勧告等 の発令	2. 避難の対象及び基準 〔（警戒レベル4）避難勧告の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">基準及び状況</th></tr><tr><td rowspan="2">条件</td><td>河川</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発令されたとき ・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき ・前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生） </td></tr></table>	区分	基準及び状況		条件	河川	(省略)	土砂災害	・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発令されたとき ・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき ・前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）	2. 避難の対象及び基準 〔（警戒レベル4）避難勧告の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">基準及び状況</th></tr><tr><td rowspan="2">条件</td><td>河川</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき (削除) ・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見された場合 </td></tr></table>	区分	基準及び状況		条件	河川	(省略)	土砂災害	・土砂災害警戒情報が発表されたとき (削除) ・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見された場合
区分	基準及び状況																			
条件	河川	(省略)																		
	土砂災害	・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発令されたとき ・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき ・前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）																		
区分	基準及び状況																			
条件	河川	(省略)																		
	土砂災害	・土砂災害警戒情報が発表されたとき (削除) ・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見された場合																		

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後																				
第3編 災害応急対 策計画	第11章 避難誘導計 画	第1節 避難勧告等 の発令	2. 避難の対象及び基準 〔（警戒レベル4）避難指示（緊急）の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">基準及び状況</th></tr><tr><td rowspan="3">条件</td><td>河川</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・土砂災害警戒情報 が発表され、かつ、 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基 準を超過したとき ・<u>土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表されたとき</u> ・<u>土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき</u> （追加） </td></tr><tr><td>その他</td><td>（省略）</td></tr></table>	区分	基準及び状況		条件	河川	（省略）	土砂災害	・土砂災害警戒情報 が発表され、かつ、 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基 準を超過したとき ・<u>土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表されたとき</u> ・<u>土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき</u> （追加）	その他	（省略）	2. 避難の対象及び基準 〔（警戒レベル4）避難指示（緊急）の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">基準及び状況</th></tr><tr><td rowspan="3">条件</td><td>河川</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・土砂災害警戒情報 が発表され、かつ、 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき （削除） （削除） ・<u>避難勧告による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</u> </td></tr><tr><td>その他</td><td>（省略）</td></tr></table>	区分	基準及び状況		条件	河川	（省略）	土砂災害	・土砂災害警戒情報 が発表され、かつ、 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき （削除） （削除） ・<u>避難勧告による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</u>	その他	（省略）
区分	基準及び状況																							
条件	河川	（省略）																						
	土砂災害	・土砂災害警戒情報 が発表され、かつ、 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基 準を超過したとき ・<u>土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表されたとき</u> ・<u>土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき</u> （追加）																						
	その他	（省略）																						
区分	基準及び状況																							
条件	河川	（省略）																						
	土砂災害	・土砂災害警戒情報 が発表され、かつ、 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき （削除） （削除） ・<u>避難勧告による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</u>																						
	その他	（省略）																						

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
第3編 災害応急対 策計画	第12章 避難収容対 策計画	第1節 避難所の開 設	1. 避難所と収容可能人員 (省略) <u>(追加)</u>	1. 避難所と収容可能人員 (省略) <u>(7) 感染症の流行期においては、必要に 応じ発熱者等用避難所の開設を行う。</u>
		第2節 避難所の運 営	1. 避難所の運営 (1) 避難所での生活 ア. 多くの避難者が共同で生活するため、 避難所運営マニュアルに基づいて、避難 所での生活ルールを徹底する。 (省略) (2) 避難所での管理 ア. 避難所の担当職員は、避難所運営マニ ュアルに基づいて避難所の管理を行う。	1. 避難所の運営 (1) 避難所での生活 ア. 多くの避難者が共同で生活するため、 避難所開設・運営マニュアル <u>及び避難所 運営における新型コロナウイルス感染症 対策マニュアル</u> に基づいて、避難所での 生活ルールを徹底するとともに、 <u>感染予 防対策等必要な措置を講じるよう努め る</u> (省略) (2) 避難所での管理 ア. 避難所の担当職員は、避難所開設・運 営マニュアル <u>及び避難所運営における新 型コロナウイルス感染症対策マニュアル</u> に基づいて避難所の管理を行う。

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
第3編 災害応急対 策計画	第12章 避難収容対 策計画	第2節 避難所の運 営	2. 避難所の運営内容 (省略) <u>(追記)</u>	2. 避難所の運営内容 (省略) <u>(7) 感染症に伴う対応</u> <u>災害時の避難所では、感染リスクが高</u> <u>まるため、十分な感染予防対策を徹底す</u> <u>るとともに、避難所運営における新型コ</u> <u>ロナウイルス感染症対策マニュアルに基</u> <u>づき、避難者の健康管理に配慮する。</u>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
震災対策編 第3編 災害応急対策計画	第10章 避難収容対策計画	第1節 避難所の開設	1. 避難施設と収容可能人員 (省略) <u>(追加)</u>	1. 避難施設と収容可能人員 (省略) <u>(6) 感染症の流行期においては、必要に応じ発熱者等用避難所の開設を行う。</u>
		第2節 避難所の運営	1. 避難所の運営 (1) 避難所での生活 ア. 多くの避難者が共同で生活するため、避難所運営マニュアルに基づいて、避難所での生活ルールを徹底する。 (省略) (2) 避難所での管理 ア. 避難所の担当職員は、避難所運営マニュアルに基づいて避難所の管理を行う。	1. 避難所の運営 (1) 避難所での生活 ア. 多くの避難者が共同で生活するため、避難所開設・運営マニュアル <u>及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル</u> に基づいて、避難所での生活ルール、 <u>感染予防対策等必要な措置を講じるよう努める。</u> (省略) (2) 避難所での管理 ア. 避難所の担当職員は、避難所開設・運営マニュアル <u>及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル</u> に基づいて避難所の管理を行う。

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
第3編 災害応急対 策計画	第10章 避難収容対 策計画	第2節 避難所の運 営	2. 避難所の運営内容 (省略) <u>(追記)</u>	2. 避難所の運営内容 (省略) <u>(7) 感染症に伴う対応</u> <u>災害時の避難所では、感染リスクが高</u> <u>まるため、十分な感染予防対策を徹底す</u> <u>るとともに、避難所運営における新型コ</u> <u>ロナウイルス感染症対策マニュアルに基</u> <u>づき、避難者の健康管理に配慮する。</u>

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
事故対策編 第3編 応急対策計画	第8章 避難収容対策計画	第1節 避難所の開設	1. 避難施設と収容可能人員 (省略) <u>(追加)</u>	1. 避難施設と収容可能人員 (省略) <u>(6) 感染症の流行期においては、必要に応じ発熱者等用避難所の開設を行う。</u>
		第2節 避難所の運営	1. 避難所の運営 (1) 避難所での生活 ア. 多くの避難者が共同で生活するため、避難所運営マニュアルに基づいて、避難所での生活ルールを徹底する。 (2) 避難所での管理 ア. 避難所の担当職員は、避難所運営マニュアルに基づいて避難所の管理を行う。	1. 避難所の運営 (1) 避難所での生活 ア. 多くの避難者が共同で生活するため、避難所開設・運営マニュアル <u>及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル</u> に基づいて、避難所での生活ルール、 <u>感染予防対策等必要な措置を講じるよう努める。</u> (2) 避難所での管理 ア. 避難所の担当職員は、避難所開設・運営マニュアル <u>及び避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル</u> に基づいて避難所の管理を行う。

宇治市地域防災計画 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後
第3編 応急対策計画	第8章 避難収容対策計画	第2節 避難所の運営	2. 避難所の運営内容 (省略) <u>(追記)</u>	2. 避難所の運営内容 (省略) <u>(7) 感染症に伴う対応</u> <u>災害時の避難所では、感染リスクが高まるため、十分な感染予防対策を徹底するとともに、避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき、避難者の健康管理に配慮する。</u>

資料１－７ 民間業者等との協定締結一覧

1. 宇治市が単独で締結

令和２年１０月９日現在

種別		締結年月日	機 関 名
(1) 民間業者	応急工事等	1 平成17年4月14日	京都UC会
		2 平成17年8月24日	宇治建設業協会 宇治市造園協会 宇治管工事業協同組合 宇治市指定上下水道協同組合 宇治地区電気防災協議会
		3 平成19年3月27日	山城土木浚渫業協会
		4 平成23年5月10日	宇治地域災害防止組合
		5 平成21年6月8日	一同建設協同組合
		6 平成23年12月26日	特定非営利活動法人 善法雇用促進協議会
		7 平成24年6月15日	FPC京都
		8 平成25年2月15日	宇治災害時緊急支援の会
		9 平成28年4月27日	山城災害復旧協会
		10 平成29年4月27日	京都南部建設組合
	応急対策	11 平成24年3月26日	一般社団法人 京都府解体工事業協会
		12 平成25年8月26日	京都南廃棄物事業協同組合
		13 平成27年1月27日	京都南生コンクリート協同組合
		14 平成28年10月20日	日本下水道事業団
		15 平成29年3月8日	宇治建設コンサルタント業協会
		16 平成30年6月6日	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
		17 平成31年3月1日	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会関西支部
	災害時放送	18 平成24年4月1日	エフエム宇治放送株式会社
	情報収集	19 平成30年5月2日	一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会
		20 平成30年5月2日	株式会社 t s u j i
	情報発信	21 平成25年10月7日	ヤフー株式会社
	物資の提供	22 平成26年1月29日	ライフネット協会
		23 平成26年9月4日	株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部
		24 平成30年4月1日	イオンリテール株式会社近畿カンパニー
	災害ボランティア活動の推進	25 平成27年1月14日	宇治市災害ボランティアセンター
	特設公衆電話の設置・利用	26 平成29年3月9日	西日本電信電話株式会社京都支店

種別			締結年月日	機 関 名
(1) 民間業者	災害時における拠点の使用 (市が提供)	27	令和2年10月9日	大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー
(2) 公的機関	相互協力	28	平成15年7月17日	宇治郵便局、伏見東郵便局
	情報共有	29	平成17年3月31日	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所長
	放流による 情報伝達	30	平成17年8月31日	国土交通省近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長
	安心メールの運用	31	平成17年9月30日	京都府
	防災情報システム	32	平成19年4月1日	京都府
	南部都市相互応援	33	平成22年4月1日	宇治市以下10市町
	震度情報ネットワークシステム	34	平成23年4月1日	京都府
	連携協力	35	平成26年11月25日	京都大学宇治キャンパス
	災害相互応援	36	平成23年11月13日	福井県越前市
		37	平成23年11月13日	山口県宇部市
		38	平成24年2月22日	沖縄県那覇市
		39	平成26年6月25日	東京都小金井市
	災害時応援	40	平成26年7月7日	近畿地方整備局
	被災者生活再建支援システム	41	平成27年7月1日	京都府他

2. 旧京都南部都市広域行政圏推進協議会で締結し、現在は各市町村連名で締結

(宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町)

種別			締結年月日	機 関 名
食料品・生活物資の提供		1	平成16年4月27日	株式会社平和堂
		2	平成16年4月27日	株式会社ユタカファーマシー
飲料の提供		3	平成19年3月27日	コカ・コーラウエスト株式会社
		4	平成19年3月27日	樋口鉱泉株式会社
その他		5	平成17年3月25日	京都中央葬祭業協同組合
		6	平成17年3月25日	全国霊柩自動車協会
		7	平成17年7月6日	社団法人 京都府エルピーガス協会 宇治支部
		8	平成20年3月13日	F レンタリース株式会社

3. 関西広域連携協議会で締結

種別		締結年月日	機 関 名
帰宅困難者に対する支援	1	平成17年2月17日	株式会社ローソン、株式会社セブンイレブン、株式会社ファミリーマート、株式会社エー・イー・ビー・イー・近鉄、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社コスト7、国分クローサーステーション株式会社、株式会社ミストック、株式会社ホフバウ、株式会社チコマート、株式会社吉野家デパート・シー

4. 宇治市・城陽市・久御山町で締結

種別		締結年月日	機 関 名
災害医療救護活動	1	平成9年3月25日	宇治久世医師会
	2	平成27年8月14日	宇治久世歯科医師会
	3	平成27年8月14日	城南薬剤師会

5. 宇治市が締結している避難者受入に関する協定

種別		締結年月日	機 関 名
空地のみ	1	平成15年4月1日	株式会社セレマ ・パルティール京都
	2	平成15年12月16日	学校法人立命館 ・菟道グラウンド
	3	平成15年12月20日	株式会社平和堂 アルプラザ宇治東 * 立体駐車場（水害時に限り使用）
	4	平成26年4月1日	京都府立鴨沂高等学校 ・城南の丘グラウンド
	5	平成27年5月23日	医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院 ・第1駐車場
建築物の一部＋空地	6	平成24年4月1日	京都府立城南菱創高等学校
	7	平成15年2月17日	京都府立東宇治高等学校
	8	平成15年2月17日	京都府立菟道高等学校
	9	平成15年3月19日	学校法人立命館 ・立命館宇治高等学校
	10	平成15年11月26日	学校法人明珠学園 ・京都翔英高等学校 第二体育館
	11	平成15年12月15日	城南勤労者福祉会館
	12	平成15年12月24日	学校法人京都文教学園 ・宇治キャンパス
	13	平成18年7月10日	南宇治地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市南宇治コミュニティセンター
	14	平成18年7月10日	西小倉地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市西小倉コミュニティセンター
	15	平成18年7月10日	槇島地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市槇島コミュニティセンター
	16	平成18年7月10日	東宇治地区コミュニティ推進協議会 ・宇治市東宇治コミュニティセンター
	17	平成18年8月1日	学校法人京都黎明学院 ・京都芸術高等学校炭山体育館
	18	平成23年9月1日	京都府立宇治支援学校
・広域避難場所 防災拠点の一部 ・応援部隊のヘリコプター離着 陸場所	19	平成23年3月14日	国立大学法人京都大学 ・京都大学宇治総合運動場

種別			締結年月日	機 関 名
福祉避難所	障害者福祉施設	1	平成24年1月27日	京都府立宇治支援学校
		2	平成24年1月27日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・ワークセンター宇治作業所
		3	平成24年1月27日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・デイセンター宇治作業所
		4	平成25年6月26日	社会福祉法人 宇治東福祉会 ・宇治作業所のびのび
		5	平成24年1月27日	社会福祉法人 同胞会 ・同胞の家
		6	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬学園 通所部
		7	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬学園 入所部
		8	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬寮
		9	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・宇治川福祉の園
		10	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・横島福祉の園
		11	平成24年1月27日	社会福祉法人 山城福祉会 ・志津川福祉の園
	高齢者福祉施設	12	平成24年1月27日	社会福祉法人 不動園 ・天ヶ瀬苑特別養護老人ホーム
		13	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治明星園 ・宇治明星園特別養護老人ホーム
		14	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治明星園 ・宇治明星園白川特別養護老人ホーム
		15	平成26年3月20日	社会福祉法人 宇治明星園 ・伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム
		16	平成24年12月17日	社会福祉法人 一竹会 ・宇治さわらび園特別養護老人ホーム
		17	平成24年12月17日	社会福祉法人 宇治病院 ・笠取ふれあい福祉センター特別養護老人ホーム
		18	平成24年12月17日	社会福祉法人 悠仁福祉会 ・ヴィラ鳳凰特別養護老人ホーム
		19	平成26年3月20日	社会福祉法人 マイクロ福祉会 ・特別養護老人ホーム まごころ園
		20	平成27年3月21日	社会福祉法人 京都愛心会 ・特別養護老人ホーム 宇治愛の郷

種別		締結年月日	機 関 名
帰宅困難者の一時滞在施設	1	平成27年3月23日	青少年文化研修道場
	2	平成27年3月23日	庚申曾龍神総宮社
	3	平成27年3月23日	生長の家宇治別格本山
	4	平成27年3月23日	天理教中背大教会

土砂災害警戒区域における避難勧告等の発令の判断基準

警戒レベル	避難情報	気象情報	京都府土砂災害警戒情報システム	近隣での前兆現象
5	災害発生情報			土砂災害が発生
4	避難指示(緊急)	土砂災害警戒情報	実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過	
4	避難勧告	土砂災害警戒情報	予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過	<u>前兆現象(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等)の発見</u>
3	避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報(土砂災害)	実況または予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過	

《パブリックコメント》

宇治市地域防災計画（改定初案）への意見募集について

～ 市民の皆さんのご意見をお寄せください ～

宇治市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、宇治市防災会議が策定した計画であり、一般対策編、震災対策編、事故対策編、資料編の 4 つの編で構成されています。

今回は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表や、長谷川の洪水浸水想定区域図の公表を踏まえた改定等を行いました。

今回は、感染症対応に係る改定や避難情報発令に係る改定等について内容の修正を行い、本市の防災・減災対策の向上に取り組んでいくことを目的として、宇治市地域防災計画の改定作業を進めております。

.....

以上のことから、この度「宇治市地域防災計画（改定初案）」を作成いたしましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。今後、皆さんのご意見等を考慮して、更なる検討を進めてまいります。

皆さんのご意見をお寄せください

宇治市地域防災計画（改定初案）について

1. 主な改定項目

- （１）感染症対応に係る改定
- （２）避難情報の発令に係る改定
- （３）関係機関との連携強化に係る改定
- （４）その他時点修正等

2. 改定の概要

(1) 感染症対応に係る改定

感染症対応に係る改定

【一般対策編第3編第12章第1節】

【一般対策編第3編第12章第2節】

【震災対策編第3編第10章第1節】

【震災対策編第3編第10章第2節】

【事故対策編第3編第8章第1節】

【事故対策編第3編第8章第2節】

新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染用の対応として、避難所の開設時に「避難所開設・運営マニュアル」及び「避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき対応することを明記する。

(2) 避難情報の発令に係る改定

「避難勧告等に関するガイドライン」に合わせた改定

【一般対策編第3編第11章第1節】

【資料編資料2－48】

土砂災害に関する避難勧告等の発令基準について、内閣府が公表している「避難勧告等に関するガイドライン」との整合性を図る。

〔(警戒レベル 3) 避難準備・高齢者等避難開始の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区分	基準及び状況	
条件	土砂災害	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況または予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき ・前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）を発見したとき ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が高いとき

〔(警戒レベル 4) 避難勧告の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区分	基準及び状況	
条件	土砂災害	・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発令されたとき ・京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき ・前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）を発見したとき

		・ <u>土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、 溪流の水量の変化等）が発見された場合</u>
--	--	---

〔（警戒レベル４）避難指示（緊急）の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕

区分	基準及び状況	
条件	土砂災害	・ 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき ・ 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・ 土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき ・ <u>避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要のある場合</u>

（３）関係機関との連携強化の反映

災害時における各種協定の締結

【資料編資料１－７】

災害時における活動拠点の使用に関する協定（令和２年１０月９日）

災害時に市内の都市ガス復旧工事が円滑に行えるよう、市有地を活動拠点として提供することに関して、大阪ガス株式会社と協定を締結。

(4) その他時点修正等

時点修正や文言の修正、各編の構成の整合性を図る

- ・市内の国有林、公有林、私有林等面積の時点修正
- ・被災時のニーズについて、多様な性の視点を持って配慮するよう文言修正

上記の他、軽微な時点修正や文言修正等を行う。

ご意見等の募集

第1 意見等を提出できる方

- (1) 宇治市に在住、在勤、在学者
- (2) 宇治市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 宇治市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本計画改定初案に利害関係を有するもの

第2 提出の方法

書面に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

第3 提出先

- (1) 持 参 : 危機管理室（うじ安心館3階）
- (2) 郵 便 : 〒611-8501（住所省略可） 宇治市 危機管理室 宛
- (3) ファクシミリ : 0774-39-9422
- (4) 電子メール : kikikanri@city.uji.kyoto.jp

第4 募集期間

令和3年3月10日（水）から令和3年4月8日（木）まで

第5 お問い合わせ先

本計画等に関するお問い合わせは、危機管理室までお願いします。

また、パブリックコメントのご案内及び「宇治市地域防災計画（改定初案）」は、宇治市ホームページにも掲載しております。

電 話 番 号 : 0774-39-9421（危機管理室直通）

提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お寄せいただきましたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、後日宇治市ホームページに公表予定です。

「宇治市地域防災計画（改定初案）」に対する意見等記入用紙

住所（※必須） （法人等は所在地）	〒 -		
ふりがな			
氏名（※必須） （法人等は名称及び代表者氏名）			
該当するものに○ （※必須）	①在住、在勤、在学	②市内に事務所を有する法人・個人等	
	③納税義務者	④その他利害関係を有するもの	

意見等記入欄

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見等の内容を確認させていただく場合があります。
- 意見等記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。
- 提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。
- 意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。

提出先

持参：危機管理室（うじ安心館3階）まで
 郵便：〒611-8501（住所省略可）宇治市危機管理室 宛
 FAX：0774-39-9422
 E-Mail：kikikanri@city.uji.kyoto.jp